

現行	改正後
柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針	柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針
<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨</li> <li>2 用語の定義</li> <li>3 有料老人ホーム該当施設の判断基準</li> <li>4 基本的事項</li> <li>5 設置者</li> <li>6 立地条件</li> <li>7 規模及び構造設備</li> <li>8 既存建築物等の活用の場合等の特例</li> <li>9 職員の配置、研修及び衛生管理</li> <li>10 有料老人ホーム事業の運営</li> <li>11 サービス等</li> <li>12 事業収支計画</li> <li>13 利用料等</li> <li>14 契約内容等</li> <li>15 情報開示</li> <li><u>16 建築物等の適用</u></li> </ol>	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨</li> <li>2 用語の定義</li> <li>3 有料老人ホーム該当施設の判断基準</li> <li>4 基本的事項</li> <li>5 設置者</li> <li>6 立地条件</li> <li>7 規模及び構造設備</li> <li>8 既存建築物等の活用の場合等の特例</li> <li>9 職員の配置、研修及び衛生管理</li> <li>10 有料老人ホーム事業の運営</li> <li>11 サービス等</li> <li>12 事業収支計画</li> <li>13 利用料等</li> <li>14 契約内容等</li> <li>15 情報開示</li> <li><u>16 (削除)</u></li> </ol>
<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関する指導指針については、次のとおり定める。</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関する指導指針については、次のとおり定める。</p>
<p>1 趣旨</p> <p>この指針は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）の規定に基づき、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）</u>、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に定めるもののほか、柏原市内に所在する有料老人ホームの適正な運営に資するため、有料老人ホームの設置者及び設置しようとする者に対し、市長が行う行政指導の<u>内容</u>となる事項を定めるものとする。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する施設</li> <li>(2) 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、<u>次のアからエまでのいずれか</u>をする事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 入浴、排せつ又は食事の介護</li> <li>イ 食事の提供</li> <li>ウ 洗濯、掃除等の家事の供与</li> <li>エ 健康管理の供与</li> </ol> </li> <li>(3) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム</li> <li>(4) サービス付き高齢者向け住宅事業 <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律</u>第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業</li> <li>(5) 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）</li> <li>(6) 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない）</li> <li>(7) 特定施設入居者生活介護等 <u>次のア、イ及びウ</u>に掲げるサービス</li> </ol>	<p>1 趣旨</p> <p>この指針は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）の規定に基づき、<u>法</u>、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。<u>以下「規則」という。</u>）に定めるもののほか、柏原市内に所在する有料老人ホームの適正な運営に資するため、有料老人ホームの設置者及び設置しようとする者に対し、市長が行う行政指導の<u>指針</u>となる事項を定めるものとする。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する施設</li> <li>(2) 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、<u>次に掲げるサービス</u>のいずれかをする事業       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 入浴、排せつ又は食事の介護</li> <li>イ 食事の提供</li> <li>ウ 洗濯、掃除等の家事の供与</li> <li>エ 健康管理の供与</li> </ol> </li> <li>(3) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。<u>以下「高齢者住まい法」という。</u>）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム</li> <li>(4) サービス付き高齢者向け住宅事業 <u>高齢者住まい法</u>第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業</li> <li>(5) 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）</li> <li>(6) 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない）</li> <li>(7) 特定施設入居者生活介護等 <u>次に掲げるサービス</u></li> </ol>

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- イ 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- ウ 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- (8) 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のア及びイに掲げる有料老人ホーム
  - ア 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム
  - イ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム

### 3 有料老人ホーム該当施設の判断基準

- (1) 老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）の供与が認められる場合は、有料老人ホームに該当する。
- (2) 以下のアからケまでに該当する場合は、「入居サービス」及び「介護等サービス」を提供していると判断する。
  - ア 入居（賃貸）契約書及び重要事項説明書又は重要事項説明書兼登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）（以下「重要事項説明書」という。）に「介護等サービス」費の表示がある。
  - イ 入居（賃貸）契約書等に「介護等サービス」費の表示がない場合であっても、「入居サービス」提供事業者が当該費用を代行して集金している。
  - ウ 「介護等サービス」提供事業者が「入居サービス」費を代行して集金している。
  - エ 住宅側の広告等に「介護等サービス」の提供を受けられる旨の表示がある。
  - オ 系列法人等において、「入居サービス」及び「介護等サービス」を提供している。
  - カ 複数の法人が協同して（委託関係はなく、口頭による合意を含む。）、「入居サービス」及び「介護等サービス」を提供している。
  - キ 「入居サービス」及び「介護等サービス」の提供について、収支報告書等により、経営上の一体性が認められる。
  - ク 住宅内の食堂や厨房等の設備を使用して、入居者にサービス提供をしている。
  - ケ 住宅に訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所が併設し、入居者に「介護等サービス」を提供している。

### 4 基本的事項

- 市長は、有料老人ホームの事業の計画に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。
- (1) 有料老人ホームの経営の基本姿勢として、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保することが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人の尊厳を確保し、かつ、入居者の福祉の向上を図ることが求められること。
- (2) 入居者が地域との繋がりを継続できるよう、地域に参加できる機会づくり及び地域づくりの貢献に努めること。
- (3)～(15) (略)

5～7 (略)

### 8 既存建築物等の活用の場合等の特例

- (1), (2) (略)
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、7(9)ア(イ)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を居室、便所、浴室及び脱衣所等の適切な箇所に設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。
- (4) (略)

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- イ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- ウ 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- (8) 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のア及びイに掲げる有料老人ホーム
  - ア 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム
  - イ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム

### 3 有料老人ホーム該当施設の判断基準

- (1) 老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を提供する場合は、有料老人ホームに該当する施設として取り扱う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入居サービス及び介護等サービスを提供しているものとする。
  - ア 入居（賃貸）契約書及び重要事項説明書又は重要事項説明書兼登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）（以下「重要事項説明書」という。）に介護等サービスの提供に関する記載がある。
  - イ 入居（賃貸）契約書等に介護等サービスの提供に関する記載がない場合であっても、入居サービスの提供事業者及び介護等サービスの提供事業者が当該サービス費を徴収（代行集金を含む）している。(削る)
  - ウ 施設の広告等に介護等サービスの提供を受けられる旨の表示がある。(削る)
  - エ 複数の法人が協同して入居サービス及び介護等サービスを提供している。
  - オ 入居サービス及び介護等サービスの提供について、収支報告書等により、経営上の一体性が認められる。
  - カ 施設の食堂や厨房等の設備を使用して、入居者にサービスを提供している。
  - キ 施設に訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所を併設し、入居者にサービスを提供している

### 4 基本的事項

- 市長は、有料老人ホームの事業の計画に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。
- (1) 有料老人ホームの経営の基本姿勢として、安定的かつ継続的な事業運営を確保することが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人の尊厳を確保し、かつ、入居者の福祉の向上を図ることが求められること。
- (2) 入居者が地域との繋がりを継続できるよう、地域活動に参加できる機会づくり及び地域の貢献に努めること。
- (3)～(15) (略)

5～7 (略)

### 8 既存建築物等の活用の場合等の特例

- (1), (2) (略)
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前の高齢者住まい法第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、7(9)ア(イ)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を居室、便所、浴室及び脱衣所等の適切な箇所に設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。
- (4) (略)

9 職員の配置、研修及び衛生管理  
(略)

(1) 職員の配置

ア (略)

イ 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、**高齢者**の介護について知識、経験を有する者を配置すること。有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、**当該**有料老人ホームの他の職務を兼務することができる。

(オ) (略)

ウ (略)

(2), (3) (略)

10 有料老人ホーム事業の運営  
(略)

(1)～(3) (略)

(4) 個人情報の取り扱い

(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日・厚生労働省)」並びに、柏原市個人情報保護条例(平成12年柏原市条例第24号)等の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。

ア～ウ (略)

(5)～(8) (略)

1.1 サービス等

(1)～(5) (略)

(6) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合であっても、三原則(切迫性・非代替性・一時性)の要件を満たしたうえで、次の事項を実施すること。

ア 入居者の身体状況に応じて、拘束の方法(目的、理由、拘束の時間帯、期間(目安として最長で1か月まで))を定めるにあたっては、身体拘束廃止委員会(構成員の例:施設長、介護支援専門員、介護職員、医師・看護師・作業療法士・理学療法士等)を開催し、組織的に検討すること。また、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録すること。

イ 入居者及び家族等への説明並びに「同意書」を徴取(継続して行う場合は概ね1か月毎行う。)すること。

ウ 経過観察及びその結果を記録すること。

エ 2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討すること。

オ 1か月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組むこと。

(7) 入居者の意見を広く聞き入れるために、意見箱を設置すること。

12 (略)

9 職員の配置、研修及び衛生管理  
(略)

(1) 職員の配置

ア (略)

イ 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、**老人**の介護について知識、経験を有する者を配置すること。有料老人ホームの運営に支障がないと認められる場合は、**当**有料老人ホームの他の職務を兼務することができる。

(オ) (略)

ウ (略)

(2), (3) (略)

10 有料老人ホーム事業の運営  
(略)

(1)～(3) (略)

(4) 個人情報の取り扱い

(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成12年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」並びに、柏原市個人情報保護条例(平成12年柏原市条例第24号)等の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。

ア～ウ (略)

(5)～(8) (略)

1.1 サービス等

(1)～(5) (略)

(6) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(施設長、介護支援専門員、介護職員、医師・看護師・作業療法士・理学療法士等を構成員とする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

12 (略)

### 1.3 利用料等

- (1) (略)
- (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。
  - ア 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。
  - イ 法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。

ウ～ク (略)

### 1.4 契約内容等

市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。

- (1) (略)
- (2) 契約内容
  - ア～オ (略)
  - カ 入居者が一定の要介護状態になったときは、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったときは契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があったときは介護居室を変更する契約の場合にあっては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書及び重要事項説明書又は管理規程上明らかにしておくこと。なお、一般居室から介護居室又は提携ホームに住み替える場合において家賃相当額の差額が発生したときの取扱いについても考慮すること。
    - (ア) 医師の意見を聴くこと。
    - (イ) 本人又は家族等の身元引受人等の同意を得ること。
    - (ウ) 入居者を担当する介護支援専門員と相談すること。
    - (エ) 一定の観察期間を設けること。
- (3) (略)
- (4) 重要事項の説明等  
法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。
  - ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式1又は別紙様式2に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添1「事業主体が大阪府内で実施する他の介護サービス」及び別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」（別紙様式2を使用する場合は、別添1、別添2に加えて、別添3「介護保険自己負担額（月額表示）」及び別添4「介護保険自己負担額（月額表示）」の両方又はいずれか一方）を、重要事項説明書に必ず添付すること。
  - イ～エ (略)
- (5)～(9) (略)

### 1.5 情報開示

市長は、有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。

- (1),(2) (略)
- (3) 有料老人ホームの情報の開示  
各有料老人ホームは、情報開示に資するため、開設時、毎年7月1日現在及び変更届出時に市長に対して別紙様式1「重要事項説明書（介護付有料老人ホーム以外）」又は別紙様式2「重要事項説明書（介護付有料老人ホーム）」及び別紙様式3「届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」又は別紙様式4「登録をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」により報告すること。また、別紙様式1又は別紙様式2及び別紙様式3又は別紙様式4に変更が生じた場合は、1か月以内に報告すること。

### 1.3 利用料等

- (1) (略)
- (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。
  - ア 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。
  - イ 法第29条第7項の規定により、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

ウ～ク (略)

### 1.4 契約内容等

市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。

- (1) (略)
- (2) 契約内容
  - ア～オ (略)
  - カ 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次に掲げる手続を含む一連の手続を入居契約書及び重要事項説明書又は管理規程上明らかにしておくこと。また、一般居室から介護居室又は提携ホームに住み替え、家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。
    - (ア) 医師の意見を聴くこと。
    - (イ) 本人又は家族等の身元引受人等の同意を得ること。
    - (ウ) 入居者を担当する介護支援専門員と相談すること。
    - (エ) 一定の観察期間を設けること。
- (3) (略)
- (4) 重要事項の説明等  
法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。
  - ア 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式1又は別紙様式2に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添1「事業主体が大阪府内で実施する他の介護サービス」及び別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」（別紙様式2を使用する場合は、別添1、別添2に加えて、別添3「介護保険自己負担額（自動計算）」及び別添4「介護保険自己負担額」の両方又はいずれか一方）は、同様式の一部をなすものであり、必ず添付すること。
  - イ～エ (略)
- (5)～(9) (略)

### 1.5 情報開示

市長は、有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。

- (1),(2) (略)
- (3) 有料老人ホームの情報の報告及び公表  
設置者は、法第29条第9項の規定により、開設時、毎年7月1日現在及び変更届出時に市長に対して別紙様式1「重要事項説明書（介護付有料老人ホーム以外）」又は別紙様式2「重要事項説明書（介護付有料老人ホーム）」及び別紙様式3「届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」又は別紙様式4「登録をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」により報告すること。また、これらの様式に記載した内容に変更が生じた場合は、1か月以内に提出すること。なお、提出されたこれらの様式は、柏原市ホームページに掲載する。

(4),(5) (略)

1.6 建築物等の適用

平成29年5月1日改正指針附則7(3)は、平成29年4月30日以前に届出されている有料老人ホームに対して、また、前記指針7(ただし、7(2)から(8)まで、(9)ア(イ)、(9)イからカまで、(9)キ(イ)及び(9)クを除く。)及び8は、平成29年4月30日以前にサービス付き高齢者向け住宅に登録している有料老人ホームに対して、平成29年5月1日以降に増築、改築、大規模の修繕、又は大規模の模様替えが行われる場合には、この指針に適合するよう求めるものとする。

別表 (略)

(4),(5) (略)

附 則

この指針は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年9月1日から施行する

附 則

この指針は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる有料老人ホームについて、平成29年7月1日以降に増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えを行う場合には、当該各号に定める規定に適合するよう求めるものとする。

(1) 平成29年6月30日以前に届け出た有料老人ホーム 7(3)

(2) 平成29年6月30日以前にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム 7((2)から(8)まで並びに(9)ア(イ)、(9)イからカまで、(9)キ(イ)及び(9)クを除く。)及び8

附 則

この指針は、令和2年8月1日から施行する。

別表 (略)